

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第143号

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を次のように改正する。

第2条中「業 務 課」を「業務課」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

市場に次の職員を置く。

場長

課長 2人

その他の職員 若干人

第3条第2項中「庶務係長及び業務係長」を「業務係長及び市場活性化係長」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

第5条を次のように改める。

(代理)

第5条 場長に事故があるときは、主管事務につき、課長がその職務を代理し、課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐又は係長がその職務を代理する。

第6条業務課の項中第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市場の活性化に関する施策の企画及び推進に関すること。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)